

佐賀県告示第 141 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鳥栖土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

1 河川の名称

筑後川水系浦田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成 25 年 3 月 26 日

3 廃川敷地等の位置

鳥栖市山浦町及び原古賀町地内

4 廃川敷地等の種類及び面積

(1) 種類 土地

(2) 面積 4,110.21 平方メートル